

川崎市感染症予防計画

令和 6 年 3 月

川崎市

目次

はじめに	1
第1章 感染症予防計画の位置付け	
1 法的な位置付け	3
2 計画期間	3
第2章 感染症対策の推進の基本的な考え方	
1 事前対応型行政の構築	4
2 市民一人一人に対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策	4
3 人権の尊重	4
4 健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応	4
5 市の果たすべき役割	5
(1) 感染症対策に必要な基盤整備等	5
(2) 保健所及び健康安全研究所の体制整備	5
(3) 近隣自治体との相互協力	5
6 市民の果たすべき役割	6
7 医師等の果たすべき役割	6
(1) 良質かつ適切な医療の提供	6
(2) 施設における対応	6
(3) 新興感染症への対応	6
8 獣医師等の果たすべき役割	6
9 予防接種	7
第3章 各論	
1 感染症の発生予防に関する事項	8
(1) 基本的な考え方	8
(2) 感染症発生動向調査	8
(3) 結核に係る定期の健康診断	9
(4) 感染症の予防のための対策と食品衛生対策の連携	9
(5) 感染症の予防のための対策と環境衛生対策の連携	9
(6) 関係機関及び関係団体との連携	10
2 感染症のまん延防止に関する事項	10
(1) 基本的な考え方	10
(2) 健康診断、就業制限及び入院	11
(3) 感染症の診査に関する協議会	11
(4) 消毒その他の措置	12

(5) 積極的疫学調査	12
(6) 指定感染症への対応	12
(7) 新感染症への対応	13
(8) 感染症のまん延防止対策と食品衛生対策の連携.....	13
(9) 感染症のまん延防止対策と環境衛生対策の連携.....	13
(10) 検疫所との連携	13
(11) 関係機関及び関係団体との連携	13
3 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項.....	14
(1) 基本的な考え方	14
(2) 本市における情報の収集、調査及び研究の推進.....	14
(3) 関係機関及び関係団体との連携	15
4 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項	15
(1) 基本的な考え方	15
(2) 本市における病原体等の検査の推進.....	15
(3) 総合的な病原体等の検査情報の収集、分析及び公表のための体制の構築.....	16
(4) 関係機関及び関係団体との連携	16
5 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項	16
(1) 基本的な考え方	16
(2) 感染症に係る医療を提供する体制.....	16
(3) 関係機関及び関係団体との連携	18
6 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項	18
(1) 基本的な考え方	18
(2) 本市における方策	18
(3) 関係機関及び関係団体との連携	19
7 感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項	19
(1) 基本的な考え方	19
(2) 本市における方策	20
(3) 関係機関及び関係団体との連携	21
8 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項.....	21
(1) 基本的な考え方	21
(2) 本市における方策	22
(3) 関係機関及び関係団体との連携	22
9 感染症対策物資等の確保に関する事項.....	22

1 0 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項	22
(1) 基本的な考え方	22
(2) 本市における方策	23
(3) 関係機関及び関係団体との連携	23
1 1 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項	23
(1) 基本的な考え方	23
(2) 本市における方策	23
(3) 医療機関等における方策	24
(4) 関係機関及び関係団体との連携	24
1 2 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項	24
(1) 基本的な考え方	24
(2) 本市における感染症の予防に関する保健所の体制の確保	24
(3) 関係機関及び関係団体との連携	25
1 3 緊急時における感染症の発生予防及びまん延防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策に関する事項	25
(1) 緊急時における本市の対応	25
(2) 緊急時における国及び県との連絡体制	26
(3) 緊急時における自治体相互間の連絡体制	26
(4) 緊急時における関係機関及び関係団体との情報共有	26
(5) 緊急時における情報提供	26
1 4 その他感染症の予防の推進に関する重要事項	27
(1) 施設内感染の防止	27
(2) 災害防疫	27
(3) 動物由来感染症対策	27
(4) 外国人への情報提供	28
(5) 薬剤耐性対策	28

はじめに

近年、交通網の発達や経済の国際化の進展により、人、物資の国際的移動が活性化し、利便性が向上する一方で、感染症が限定的な地域での流行にとどまらず、国境を越えて国際社会全体に拡大するおそれが高まっている。

令和2(2020)年1月に国内初となる患者が確認された新型コロナウイルス感染症は、本市においても、同年3月に最初の患者が確認され、その後、ウイルスの変異とともに流行を繰り返し、市民生活や社会経済活動に多大な影響を及ぼした。

新型コロナウイルス感染症は、令和5(2023)年5月に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく定点把握の「五類感染症」となったが、この間、本市においては、市民に対する感染予防のための情報を発信するとともに、神奈川県、県内保健所設置市及び市医師会等の医療関係団体と協議・連携しながら感染拡大防止に向けた様々な取組を行い、市民一人一人の協力を得て対応してきたところである。

今般、国においては新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、次の感染症危機に備えるため、令和4(2022)年12月に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」(以下「改正法」という。)を公布し、順次施行するこの改正法により、「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」及び都道府県が策定する「感染症の予防のための施策の実施に関する計画」(以下「感染症予防計画」という。)の記載事項を充実させるほか、保健所設置市においても感染症予防計画の一部項目を定めることが義務付けられた。

これらの経過を踏まえ、本市においても、県及び医療関係団体等と協議・連携しながら、平時からの保健所体制や検査体制の強化、人材の育成、療養環境の整備等を進め、次なる新興感染症等の発生時に、主体的・機動的に感染症対策を推進するため、本計画を策定する。

令和6年3月

略称一覧

本計画では、以下の略称を用いる。

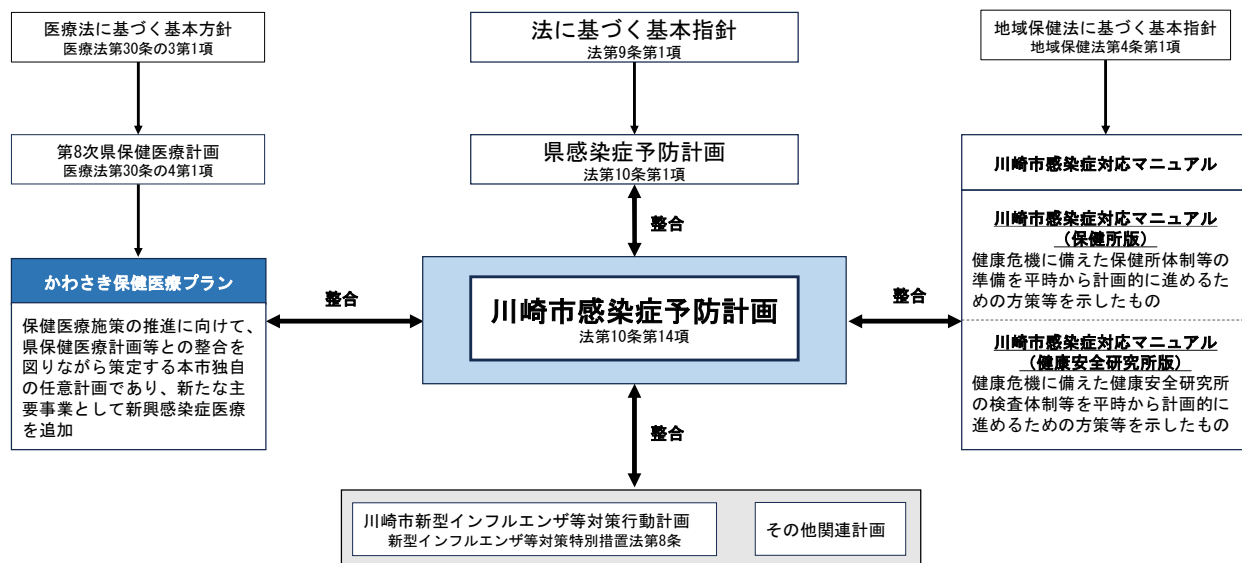
略称	本計画での正式名称・意味など
法	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
基本指針	法第9条第1項に基づく「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」
県	神奈川県
川崎市感染症対応マニュアル	川崎市感染症対応マニュアル（保健所版）と川崎市感染症対応マニュアル（健康安全研究所版）の総称
医療法に基づく基本方針	医療法第30条の3第1項に基づく「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るための基本的な方針」
地域保健法に基づく基本指針	地域保健法第4条第1項に基づく「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」
特定感染症予防指針	法第11条に規定する特定感染症予防指針
新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症（COVID－19）
新興感染症	国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある新たな感染症 （新型インフルエンザ等感染症、指定感染症（当該指定感染症にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるものに限る。）及び新感染症）

第1章 感染症予防計画の位置付け

1 法的な位置付け

本計画は、基本指針及び法第10条第1項に基づき策定される県感染症予防計画に即して、同条第14項の規定により、定めることとされている。

なお、本計画は関連計画との整合性を確保した上で、定めている。



2 計画期間

令和6(2024)年度～令和11(2029)年度(6年間)

※基本指針又は県感染症予防計画が変更された場合は、再検討を行い、必要に応じて見直しを行う。

第2章 感染症対策の推進の基本的な考え方

1 事前対応型行政の構築

本市における感染症対策は、感染症発生動向調査^{※1}体制を充実させた上で、基本指針を踏まえて策定する本計画及び特定感染症予防指針に基づく取組を通じ、平時から感染症の発生及びまん延を防止することに重点を置いた事前対応型行政の推進を図るものとする。

こうしたことを踏まえ、本市においては、感染症指定医療機関、医療関係団体、学識経験者、消防機関、高齢者施設等関係団体などで構成される市感染症対策協議会^{※2}を開催するほか、県感染症対策協議会^{※3}等の場を通じて、本計画の策定や進捗管理等を行い、関係者が一体となってPDCAサイクルに基づく改善を図りながら、平時からの感染症対策を推進していく。

2 市民一人一人に対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策

今日においては、多くの感染症についての予防及び治療が可能であるため、市は、感染症に関する情報を収集、分析し、その結果を市民へ公表するなどの情報提供を進めるほか、市民一人一人が適切な感染症予防策を講ずるとともに、感染症の患者に対する良質かつ適切な医療提供を通じた早期治療の積み重ねなどにより、社会全体で感染症予防の推進を図る。

3 人権の尊重

「感染症の予防」と「患者等の人権尊重」の両立を図ることを基本とし、市は、患者個人の意思や人権を尊重した上で、一人一人が安心して社会生活を続けながら良質かつ適切な医療を受けられ、入院の措置がとられた場合には早期に社会復帰できるような環境整備を図るほか、感染症に関する個人情報の保護に十分留意するとともに、感染症に対する差別や偏見の解消のため、報道機関に協力を求めることを含め、あらゆる機会を通じて正しい知識の普及啓発に取り組む。

4 健康危機管理^{※4}の観点に立った迅速かつ的確な対応

感染症の発生及びまん延から市民の健康を守るためには、感染症の発生状況等についての的確に把握することが不可欠である。このため、市は、感染症の発生情報並びに感染症の病原体等に関する情報の収集、分析及び公表を目的とした総合的な感染症発生動向調査体制の確立に向

※1 感染症に関する情報を収集、分析し、市民及び医師等医療関係者へ公表すること

※2 市民の健康と福祉の向上に寄与することを目的とし、感染症の発生予防及びまん延防止のために必要な措置等について協議する市の附属機関

※3 感染症に関する情報の把握や初動体制等緊急時の予防体制を整備し、県内における感染症のまん延防止対策を協議する県が設置する協議会。なお、法第10条の2第1項の規定に基づき県が設置することとされている「連携協議会」について、県においては従来から設置している県感染症対策協議会で対応することとされている。

※4 医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により生じる市民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止、治療等に関する業務

けて、疫学的視点を重視しつつ、庁内関係部局だけでなく、県や県内保健所設置市^{※1}、市医師会等の医療関係団体等と連携し、迅速かつ的確に必要な対応策を講じられる体制を整備する。

また、保健所及び健康安全研究所においては、川崎市感染症対応マニュアルの策定等を通じて、健康危機管理体制を構築する。

5 市の果たすべき役割

(1) 感染症対策に必要な基盤整備等

感染症対策の推進に当たっては、本市の特性を考慮しつつ、県、近隣自治体と相互に連携し、それぞれの役割分担を整理しながら、感染症の発生予防及びまん延防止のために必要な施策を講ずる。また、市民に対する正しい知識の普及、感染症情報の収集、分析及び公表、研究の推進、人材の確保・育成、迅速かつ正確な検査体制の整備、社会福祉等の関連施策との有機的な連携等、感染症対策に必要な基盤整備を市感染症対策協議会等において共有・連携しながら行う。なお、こうした基盤整備に当たっては、感染症の発生予防及びまん延防止に向けた国内外の施策の動向を踏まえるとともに、感染症の患者等の人権を尊重する。

(2) 保健所及び健康安全研究所の体制整備

保健所は地域における感染症対策の中核的機関として、また、健康安全研究所は感染症の技術的かつ専門的な機関として役割を明確にし、それぞれの機能を十分に発揮できるよう、各機関において別途定める川崎市感染症対応マニュアルに基づき、健康危機事象発生時における運用体制の整備や人材育成等の取組を計画的に行う。

(3) 近隣自治体との相互協力

市域を超える広域的な地域に感染症のまん延のおそれがある場合には、近隣自治体と相互に協力しながら感染症対策を行う必要があるため、県や近隣自治体と連携を図りながら、積極的疫学調査^{※2}や患者の搬送等の協力体制についてあらかじめ協議する。

また、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間^{※3}において、必要な体制へと迅速に移行し、効果的な対応策を円滑に実施できるよう、県と相互に連携し、県・市それぞれの役割分担を整理しながら、必要な体制整備を行う。

※1 保健所は、地域保健法第5条第1項に基づき、都道府県、地方自治法第252条の19第1項の指定都市、同法252条の22第1項の中核市その他の政令で定める市において設置されることとなっている。県内においては、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市が保健所設置市として該当する。

※2 法第15条に基づき、医療機関、患者及びその濃厚接触者に対して行動歴や家族状況等の聞き取りを行うことにより、感染症の発生を予防し、又は感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための調査

※3 法第16条第2項の規定に基づく新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われたときから新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間

6 市民の果たすべき役割

市民は、平時から感染症への関心を持ち、本市をはじめとする関係機関から提供された情報等を理解し、その予防に必要な注意を払い行動するように努める。

また、感染症発生時には、感染拡大の防止に協力するとともに、偏見や差別をもって感染症患者及び医療従事者等の人権を損なわないように努める。

7 医師等の果たすべき役割

(1) 良質かつ適切な医療の提供

医師その他の医療関係者は、市民の果たすべき役割に加え、医療関係者の立場で行政の施策に協力するとともに、感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、患者等に対する適切な説明を行い、その理解のもとに良質かつ適切な医療を提供するよう努める。

(2) 施設における対応

病院、診療所、薬局、検査機関、高齢者施設等の開設者及び管理者等は、施設における感染症の発生予防やまん延防止のために必要な措置を講ずるよう努める。

(3) 新興感染症への対応

保険医療機関及び保険薬局は、感染症による入院患者への医療やその他必要な医療の提供について、国、県及び本市が講ずる措置に協力する。特に、公的医療機関等^{※1}、地域医療支援病院及び特定機能病院は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る医療提供体制の確保に向けて迅速かつ的確な対応を実施するため、県知事が通知する事項について、必要な措置を講ずる。

8 獣医師等の果たすべき役割

獣医師その他の獣医療関係者は、市民の果たすべき役割に加え、獣医療関係者の立場で行政の施策に協力するとともに、感染症の発生予防やまん延防止に寄与するよう努める。

また、動物等取扱業者^{※2}は、市民の果たすべき役割に加え、自らが取り扱う動物及びその死体（以下「動物等」という。）から人への感染を防ぐため、感染症の予防に関する知識及び技術の習得、動物等の適切な管理その他の必要な措置を講ずるよう努める。

※1 法第36条の2第1項に規定する医療法第7条の2第1項各号に掲げる者が開設する医療機関、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人労働者健康安全機構及び国その他の法人が開設する医療機関であって厚生労働省令で定めるもの

※2 法第5条の2第2項に規定する、動物又はその死体の輸入、保管、貸出し、販売又は遊園地、動物園、博覧会の会場その他不特定かつ多数の者が入場する施設若しくは場所における展示を業として行う者

9 予防接種

予防接種は、感染予防、発病予防、重症化予防及び感染症のまん延防止等を担う重要なものであるため、国が行うワクチンの有効性及び安全性の評価を踏まえ、市は、ワクチンに関する正しい知識の普及を進め、市民の理解を得つつ、予防接種法に基づき積極的に予防接種を推進する。

第3章 各論

1 感染症の発生予防に関する事項

(1) 基本的な考え方

ア 感染症対策

市は、感染症の発生予防のための対策においては、事前対応型行政の構築を中心として、具体的な感染症対策の企画、立案、実施及び評価を行う。

感染症の発生を予防するための日常的な施策として、感染症発生動向調査を実施し、発生情報の正確な把握、分析及び市民並びに医療機関への情報還元を行う。さらに、平時における食品衛生対策、環境衛生対策、動物由来感染症対策、感染症の国内への侵入防止対策について、関係機関及び関係団体と連携を図りながら適切な措置を講ずる。

イ 予防接種

予防接種による予防が可能であり、ワクチンの有効性及び安全性が確認されている感染症については、予防接種法に基づき適切に予防接種が行われることが重要であるため、市は、市医師会等との十分な連携により、個別接種の推進を図るとともに、対象者が接種をより安心して受けられるような実施体制の整備を行う。さらに、予防接種を希望する市民に対して、接種場所、機関等に関する情報提供を積極的に行う。

(2) 感染症発生動向調査

ア 体制整備

感染症発生動向調査の実施に当たって、市は、川崎市感染症発生動向調査事業実施要領に基づき、一類から五類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の情報収集、分析及び公表について、精度管理を含めて全国的に統一された体系で行うとともに、現場の医師に対して、感染症発生動向調査の重要性についての理解を求め、市医師会等と協力し、適切に進める。

イ 適切な届出

法第12条に規定する医師の届出の義務について、市は、市医師会等を通じて周知を行い、必要な病原体の提出を求めるとともに、最新の医学的知見を踏まえた感染症発生動向調査の実施方法の見直しやデジタル化が進む中での迅速かつ効果的な情報の収集、分析について、検討する。

また、一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者並びに新感染症にかかっていると疑われる者に対して、法に基づいた健康診断等の措置及び良質かつ適切な医療提供が迅速かつ適切に行われる必要がある。さらに、四類感染症の場合は、病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族の駆除等の措置が迅速かつ適切に行われる必要があるほか、一部の五類感染症についても、感染拡大防止のため迅速に対応する必要があるため、市は、法第12条に規定する医師からの届出について、適切に行われるよう

市医師会等を通じて周知を行う。

なお、二類感染症、三類感染症、四類感染症及び五類感染症の疑似症^{※1}も同様に、感染症の発生予防及びまん延防止のための措置が迅速かつ適切に行われる必要があるため、法第14条に規定する疑似症定点の指定を受けた指定届出医療機関からの届出が適切に行われるよう当該医療機関等に周知を行うほか、厚生労働大臣が認めたときは、指定届出医療機関以外の病院又は診療所の医師に対しても届出が適切に行われるよう周知を行う。

ウ 動物等の感染症への対応

市は、法第13条に規定する獣医師からの届出を受けた際は、当該届出に係る動物等から人への感染を防止するため、感染症対策部門、動物愛護部門、健康安全研究所等が相互に連携しながら、速やかに積極的疫学調査の実施やその他必要な措置を講ずるよう努める。

エ 病原体情報等の収集及び提供

感染症の病原体の迅速かつ正確な特定は、患者への良質かつ適切な医療提供や感染症の発生予防及びまん延防止のために極めて重要な意義を有していることから、市は、医療機関の協力の下、健康安全研究所等を中心に、患者情報と病原体情報の収集、分析及び公表について、全国一律の基準及び体系で一元的に機能する感染症発生動向調査体制の強化に努める。

収集した情報は「感染症情報」として公表し、市内医療機関、保健所、集団施設等への還元を行う。また、川崎市感染症情報発信システム（Kawasaki city Infectious Disease Surveillance System(KIDSS)）（以下「KIDSS」という。）を通じて、医療機関等と感染症の流行状況や病原体情報等の共有を図る。

(3) 結核に係る定期の健康診断

市は、高齢者や、結核発症の危険性が高いとされる幾つかの特定の集団のほか、発症すると二次感染を起こしやすい職業など、定期の健康診断の実施が有効かつ合理的であると認められる者については、重点的な健康診断を実施する。

(4) 感染症の予防のための対策と食品衛生対策の連携

市は、飲食に起因する食品媒介感染症の予防に当たり、食品衛生部門が主体となり、他の食中毒対策と併せて、食品等の検査及び監視を要する施設や市民等への発生予防指導を行う。

また、二次感染によるまん延防止等に関する情報の公表や指導については、感染症対策部門が主体となり、食品衛生部門と連携を図りながら行う。

(5) 感染症の予防のための対策と環境衛生対策の連携

市は、平時からレジオネラ症等の水や空調設備を介する感染症の発生予防のため、多くの

※1 発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経症状、その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したもの

人が利用する大型商業施設や興行場等の特定建築物及び高齢者施設等の給水設備や空調設備が適切に維持管理されるよう、環境衛生部門において立入検査や管理者等へ助言指導を行うほか、ねずみ族及び昆虫等を介する感染症の正しい知識の普及、関係業種への指導等を感染症対策部門と環境衛生部門が連携を図りながら行う。

また、感染症対策の観点からも重要である感染症を媒介するねずみ族及び昆虫等（以下「感染症媒介昆虫等」という。）の駆除並びに防そ及び防虫については、過剰な消毒や駆除とならないように配慮する。

(6) 関係機関及び関係団体との連携

感染症の予防を効果的かつ効率的に進めていくために、市は、感染症対策部門、食品衛生部門、環境衛生部門等のほか、市感染症対策協議会や県感染症対策協議会等を通じて、県や県内保健所設置市、検疫所、市医師会等の医療関係団体、高齢者施設等関係団体、学校、企業等の関係機関等とも連携を図る。

2 感染症のまん延防止に関する事項

(1) 基本的な考え方

ア 感染症予防の推進

市は、感染症のまん延防止のための対策に当たり、健康危機管理の観点に立ち、患者の人権を尊重しながら迅速かつ的確に対応する。また、感染症発生動向調査等による情報の公表などを通じて、市民自らが感染症の予防に努め、健康を守ることができるよう支援するほか、良質かつ適切な医療提供を通じた早期治療の積み重ねにより、社会全体で感染症予防の推進を図る。

イ 対人措置等における人権の尊重

市は、対人措置（法第4章に規定する就業制限や入院等の措置をいう。）や対物措置（法第5章に規定する汚染場所の消毒等の措置をいう。）を行うに当たり、積極的疫学調査等により収集された情報を適切に活用し、患者等の人権を尊重した上で、必要最小限の対応とする。

ウ 広域的な連携

感染症の集団発生や複数の自治体にまたがる広域的な感染症の発生に備え、市は、平時から市医師会等の医療関係団体や高齢者施設等関係団体、近隣の自治体等との連携体制の構築に努める。

エ 臨時の予防接種

感染症のまん延防止のため緊急の必要があるときは、予防接種法第6条に基づき、臨時の予防接種を適切に行う。

(2) 健康診断、就業制限及び入院

ア 基本的な考え方

保健所は、健康診断、就業制限及び入院措置を講ずるに当たっては、感染症の発生及びまん延に関する情報について対象となる患者等へ適切に提供し、その理解と協力を求めた上で、人権の尊重の観点から、必要最小限のものとし、審査請求に係る教示等の手続及び法第 20 条第 6 項に基づく患者等に対する意見を述べる機会の付与を厳正に行う。

イ 検体採取

検体提出・採取の勧告や検体採取の措置は、一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者又は感染症の患者と接触した者など当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は新感染症の所見がある者及び新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者を対象とする。

ウ 健康診断

健康診断の勧告等に当たっては、病原体の感染経路やその他の事情を十分に考慮した上で、科学的に当該感染症にかかっていると疑うに足りる理由のある者を対象とする。

エ 就業制限

保健所は、対象者が就業制限の通知で示す業務及び期間において、休暇又は就業制限の対象以外の業務に一時的に従事すること等の対応が確実に図られるよう就業制限の対象者やその他関係者に対して周知する。

オ 入院勧告

保健所が入院勧告を行うに当たっては、患者等に対して、入院の理由や退院請求、審査請求に関するもののほか、入院勧告の通知に記載する事項について十分な説明を行う。また、入院勧告等を実施した場合は、講じた措置の内容や提供された医療の内容及び患者の病状について適切に記録する。さらに、入院後においても、保健所長が法第 24 条の 2 に基づく処遇についての苦情の申出を受けた場合には、適切に処理するとともに、結果を患者等に通知するほか、必要に応じて、十分な説明及びカウンセリング（相談）を行い、患者等の精神的不安の軽減を図る。

カ 退院請求への対応

保健所は、入院勧告等に係る患者等が法第 22 条第 3 項に基づく退院請求を行った場合には、当該患者が病原体を保有しているかどうか速やかに確認した上で必要な措置を講ずる。

(3) 感染症の診査に関する協議会

法第 24 条第 6 項の規定に基づき設置する市感染症診査協議会は、感染症のまん延防止の

ため、感染症に関する専門的な判断を行うことは当然であるが、患者等への医療及び人権の尊重の観点も必要であることから、市は、協議会の委員の任命に当たっては、この趣旨を十分に考慮する。

(4) 消毒その他の措置

市は、消毒、感染症媒介昆虫等の駆除、物件に対する措置、建物への立入制限又は封鎖、交通の制限及び遮断等の措置を講ずるに当たり、可能な限り関係者の理解を得ながら実施するよう努めるとともに、個人の権利に配慮しつつ、必要最小限の対応とする。

(5) 積極的疫学調査

ア 積極的疫学調査の実施

市は、積極的疫学調査を行うに当たり、対象者の協力が得られるようその趣旨を十分に説明し、理解を得ることに努めるほか、一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者又は新感染症の所見がある者が、正当な理由なく応じない場合には、指示又は罰則の対象となることについて、人権に配慮した上で丁寧に説明する。

また、積極的疫学調査は、①一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者が発生し、又は発生した疑いがある場合、②五類感染症の発生の状況に異状が認められる場合、③国内で発生していない感染症であって国外でまん延しているものが発生するおそれがある場合、④動物が人に感染させるおそれがある感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合、⑤その他必要と認める場合に、感染症対策部門、健康安全研究所のほか、必要に応じて食品衛生部門、環境衛生部門、動物愛護部門等が相互に密接な連携を図りながら実施し、流行状況の把握並びに感染源及び感染経路の究明を迅速に進める。

イ 協力要請及び支援

市は、積極的疫学調査の実施に当たり、必要に応じて国立感染症研究所、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、他の地方衛生研究所等の協力を求めるほか、他の都道府県等から協力要請があった場合は、必要な支援を行う。

ウ 緊急時の対応

緊急時に国による積極的疫学調査が実施される場合には、市は、国や県と連携を図りながら必要な情報の収集及び提供を行う。

(6) 指定感染症への対応

政令により指定感染症として対応することが定められた感染症と疑われる症例が医師から報告された場合には、市は、政令で適用することが規定された法的な措置に基づき適切な対応に努める。

(7) 新感染症への対応

新感染症は、感染力や罹患した場合の重篤性が極めて高い一類感染症と同様の危険性を有する一方、病原体が不明であるという特徴を有するものである。

新感染症と疑われる症例が報告された場合は、市は、国から指導助言を受けながら適切な対応に努める。

(8) 感染症のまん延防止対策と食品衛生対策の連携

ア 原因の究明

食品媒介感染症が疑われる疾患が発生した場合には、保健所長の指揮の下、食品衛生部門、検査部門及び感染症対策部門が相互に連携を図り、迅速な原因究明にあたる。

また、原因となった食品等の究明に当たっては、保健所は、国立試験研究機関等との連携を図る。

イ 感染防止対策

食品媒介感染症であって、病原体や原因食品、感染経路等が判明した場合には、食品衛生部門において、健康被害の拡大を防止するため、必要に応じて、病原体に汚染された食品等の販売禁止や営業停止等の行政処分、施設の消毒等の指導を行う。

ウ 二次感染防止対策

二次感染による感染症のまん延防止については、感染症対策部門と食品衛生部門が連携を図り、感染症に関する情報の公表のほか、必要な措置等を講ずる。

(9) 感染症のまん延防止対策と環境衛生対策の連携

水や空調設備、感染症媒介昆虫等を介した感染症のまん延防止対策を講ずるに当たっては、環境衛生部門や検査部門、感染症対策部門が連携を図り、原因究明や改善に向けた施設管理者への助言指導を行うほか、必要な場合は保健所において消毒等を実施する。

(10) 検疫所との連携

検疫手続の対象となる市内への入国者について、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の病原体の保有が明らかになった場合のほか、検疫感染症及び新感染症の病原体に感染したおそれのある者で健康状態の異状を確認し、検疫所から通知を受けた場合には、市は検疫所と連携を図り、まん延防止の対策に努める。

(11) 関係機関及び関係団体との連携

感染症のまん延防止を図るため、特に感染症の集団発生や原因不明の感染症が発生した場合において円滑に対応できるよう、市は、平時から県や県内保健所設置市を含む近隣自治体のほか、市医師会等の医療関係団体、高齢者施設等関係団体、学校等との連携体制を構築する。

3 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項

(1) 基本的な考え方

感染症対策は科学的な知見に基づき推進されるべきものであり、感染症及び病原体等に関する調査及び研究は、感染症対策の基本であるため、市は、調査及び研究に携わる人材育成等の取組を推進する。

(2) 本市における情報の収集、調査及び研究の推進

ア 情報の収集、調査及び研究の推進

情報の収集や調査及び研究の推進に当たっては、地域における感染症対策の中核的機関である保健所と感染症及び病原体等の技術的かつ専門的な機関である健康安全研究所が連携を図りつつ、計画的に取り組む。また、本市の臨海部は国際戦略港湾に指定されている川崎港が整備されているほか、東京国際空港（羽田空港）にも隣接しているため、海外で流行する感染症の侵入に備えてその発生動向を注視する。

イ 保健所の取組

保健所は、地域における感染症対策の中核的機関として、健康安全研究所等と綿密に連携しながら、感染症対策に必要な情報の収集や疫学的な調査及び研究等、地域における感染症情報の総合的な発信拠点としての役割を果たしていく。

ウ 健康安全研究所の取組

健康安全研究所は、本市における感染症及び病原体等の技術的かつ専門的な機関として、国立感染症研究所や他の地方衛生研究所のほか、検疫所、庁内関係部局及び保健所等と綿密に連携しながら、感染症及び病原体等の調査・研究・試験検査並びに感染症及び病原体等に関する情報等の収集、分析及び公表など、本市の感染症対策における重要な役割を果たしていく。

また、市内医療機関との情報共有ネットワークの強化に向けて、KIDSS の運用を行うとともに、平時から新興感染症の発生に備えて、登録医療機関を対象に本市独自の「リアルタイムサーベイランス」を実施し、インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症の患者数を Web 上で毎日収集して即日還元を行う。

エ デジタル化対応の推進について

感染症の発生届や積極的疫学調査に関する情報を迅速かつ効率的に収集し、感染症対策の推進に活かしていくための仕組みとして、厚生労働省令で定める感染症指定医療機関^{※1}

※1 法第 38 条に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関、第一種協定指定医療機関、第二種協定指定医療機関及び結核指定医療機関。P17 も参照

特定感染症指定医療機関…新感染症の所見がある患者、一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院

第一種感染症指定医療機関…一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院

第二種感染症指定医療機関…二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関（15 ページへ）

の医師からの届出は電磁的方法により受けることとし、さらに、新型インフルエンザ等感染症患者又は新感染症の所見がある者が入院した場合のほか、退院又は死亡した場合も電磁的方法により報告を受ける。

(3) 関係機関及び関係団体との連携

市は、感染症及び病原体等に関する調査・研究に当たり、国立感染症研究所等をはじめとする関係研究機関と十分な連携を図る。

4 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

(1) 基本的な考え方

感染症対策において、病原体等の検査体制等を十分に有することは、感染拡大防止等の観点から極めて重要である。

市は、健康安全研究所における病原体等の検査体制等について法施行規則に基づき整備・管理するほか、感染症指定医療機関のみならず、一般の医療機関や民間の検査機関における検査等に対する技術支援や精度管理等の実施に努める。

また、新興感染症が発生した際に、検査が流行初期の段階から円滑に実施されるよう、市感染症対策協議会等の場を活用し、関係者や関係機関と協議の上、平時から計画的な準備を行うとともに民間の検査機関等との連携を図る。

(2) 本市における病原体等の検査の推進

ア 広域的な対応等

広域又は大規模に感染症が発生及びまん延した場合を想定し、健康安全研究所等や保健所における病原体等の検査に係る役割分担を明確にした上で連携を図るほか、あらかじめ県や県内保健所設置市との協力体制について協議する。

イ 人員体制の整備

健康安全研究所等が十分な試験検査機能を発揮できるよう、計画的な人員の確保や配置を行うなど、平時から体制整備を行う。

ウ 検査機能の向上等

健康安全研究所は、新興感染症の発生初期において検査を担うことを想定し、平時からの研修や実践的な訓練、検査機器等の設備整備、検査試薬等の物品の確保等を通じ、自らの試験検査機能の向上に努めるとともに、地域の検査機関の資質の向上と精度管理のため、積極的な情報収集及び情報提供や技術的指導を行う。また、国立感染症研究所の検査手法を活用して健康安全研究所が検査実務を行うほか、保健所や他の地方衛生研究所等と連携

として都道府県知事が指定した病院

結核指定医療機関…結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局

して、迅速かつ正確に検査を実施する。

(3) 総合的な病原体等の検査情報の収集、分析及び公表のための体制の構築

感染症の病原体等に関する情報収集、分析及び公表は、患者に関する情報とともに、感染症発生動向調査において、いわば「車の両輪」として位置付けられるものである。こうしたことを踏まえ、市は、病原体等に関する情報収集のための体制を構築するとともに、患者情報と病原体情報を迅速かつ総合的に分析し、公表を行うよう努める。

(4) 関係機関及び関係団体との連携

市は、病原体等の情報の収集に当たり、市医師会等の医療関係団体や民間検査機関等と連携を図りながら進めるほか、特別な技術が必要とされる検査については、国立感染症研究所、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、大学の研究機関、健康安全研究所等が相互に連携を図るよう努める。

5 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項

(1) 基本的な考え方

近年の医学・医療の著しい進歩により、多くの感染症について治癒やコントロールが可能となった現在において、感染症の患者に対して良質かつ適切な医療を早期に提供することで、重症化を防ぐとともに、感染症の病原体の感染力を減弱・消失させることにより周囲への感染症のまん延を防止することが施策の基本である。

実際の医療現場においては、感染症に係る医療は特別なものではなく、まん延防止を担保しながら一般の医療の延長線上で行われるべきであるとの認識のもと、良質かつ適切な医療の提供が行われる必要がある。このため、市内において感染症病床を有する第二種感染症指定医療機関に指定されている市立川崎病院、結核病床を有する第二種感染症指定医療機関に指定されている市立井田病院及び県が協定を締結する第一種協定指定医療機関等においては、

- ①感染症の患者に対しては、感染症のまん延防止のための措置を講じた上で、できる限り感染症以外の患者と同様の療養環境において医療を提供すること
 - ②通信の自由が実効的に担保されるよう必要な措置を講ずること
 - ③患者が過度な不安に陥らないよう十分な説明及びカウンセリング（相談）を患者の心身の状況を踏まえつつ行うこと
- 等が重要である。

また、結核指定医療機関においては、患者に薬物療法を含めた治療の必要性について十分に説明し、理解及び同意を得て治療を行うことが重要である。

(2) 感染症に係る医療を提供する体制

ア 感染症指定医療機関

一類感染症患者の入院については、第一種感染症指定医療機関が、二類感染症患者又は新型インフルエンザ等感染症患者の入院については、感染症病床を有する第二種感染症指

定医療機関として県知事から指定を受けている市立川崎病院が原則として担当する。

県内における感染症指定医療機関（令和5年4月1日現在）

第一種感染症指定医療機関	横浜市内市民病院
第二種感染症指定医療機関 （感染症病床）	市立川崎病院 及び市外の7医療機関
第二種感染症指定医療機関 （結核病床）	市立井田病院 及び市外の3医療機関

イ 新興感染症等のまん延時における体制確保及び連携

一類感染症又は二類感染症が集団発生した場合や新型インフルエンザ等感染症の全国的な流行時には、一般の医療機関に緊急避難的にこれらの患者を入院させることがあるため、市は、県と連携しながら、そのために必要な対応について、定めておく。

特に、全国的かつ急速なまん延が想定される新興感染症については、入院患者及び外来受診者の急増が予想されることから、速やかに入院、外来診療、自宅療養者等への医療等が提供できるよう、県が法に基づき平時から締結する医療措置協定※1等により、当該感染症の患者の入院体制及び外来体制や後方支援体制※2等を確保することとされているため、市は当該医療提供体制が円滑かつ実効的に機能するように、平時から県及び市内医療機関・医療関係団体と協議・連携しながら必要な対応を行う。

ウ 一類感染症、二類感染症等の発生時における初期診療体制の確立

一類感染症、二類感染症等であって、国内に病原体が常在しないものについて、国内で患者が発生するおそれが高まる場合には、初期診療体制を確立するため、市は、県、市医師会などの医療関係団体等と調整しながら、地域における医療提供体制に混乱が生じないように努める。

エ 一般の医療機関における医療の提供

感染症の患者に係る医療は感染症指定医療機関のみで提供されるものではなく、一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者であっても、最初に診察を受ける医療機関は一般の医療機関であることが多い。さらに、三類感染症、四類感染症又は五類感染症については、原則として一般の医療機関において医療が提供される。

このため、一般の医療機関においては、公表された感染症に関する情報を積極的に把握し、医療機関内において感染症のまん延防止のために必要な措置を講ずるよう努めるほか、

※1 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る医療提供体制を確保するため、都道府県知事が、平時から医療機関等との間でその機能及び役割に応じた協定を締結するもの
第一種協定指定医療機関…医療措置協定を締結した医療機関のうち、病床の確保に対応する医療機関として都道府県知事が指定した病院又は診療所

第二種協定指定医療機関…医療措置協定を締結した医療機関等のうち、発熱外来、自宅療養者等への医療提供を行う医療機関として都道府県知事が指定した病院、診療所、薬局、訪問看護事業所

※2 当該感染症から回復した後、引き続き入院管理が必要な患者を受け入れる後方支援医療機関を整備すること

感染症患者について、差別的な取扱いを行うことなく、良質かつ適切な医療の提供がなされるよう、市は、市医師会等の医療関係団体と緊密な連携を図る。

(3) 関係機関及び関係団体との連携

地域における感染症対策の中核的機関である保健所においては、感染症指定医療機関や市医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等の医療関係団体等との緊密な連携を図る。

また、一般の医療機関は、多くの場合、感染症の患者を診察する最初の医療機関となることから、当該医療機関での対応が感染症の予防の観点からも、感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供の観点からも極めて重要である。このため、市は、市医師会、薬剤師会及び看護協会等の医療関係団体との連携を通じて、一般の医療機関との有機的な連携を図る。

6 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項

(1) 基本的な考え方

保健所が入院を勧告した患者又は入院させた患者の入院調整及び医療機関への移送は、保健所が行う業務であり、移送は、通常、感染症の特性に応じた適切な感染拡大防止設備や資機材を備えた搬送車を保有する民間救急事業者等に委託して実施しているが、一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症の発生及びまん延時において、積極的疫学調査等も担う保健所のみでは対応が困難な場合に、患者を適切に移送できるよう、平時から緊急時における役割分担や、消防機関及び医療機関との連携、民間事業者等への業務委託の可能性について協議する。

(2) 本市における方策

ア 人員体制の整備等

感染症の患者の移送について、平時から国が示す移送の手引き等を参考に、本市における役割分担や人員体制の整備を図る。また、予防接種が有効な感染症に関しては必要な予防接種をあらかじめ受けておくことが重要であることなどを関係者に周知するほか、国際的なマスギャザリング^{※1}イベントの開催等、背景や状況に応じた対応を行う。

イ 移送体制の確保

市感染症対策協議会等を通じて、平時から消防機関及び医療機関等と連携するとともに、一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症が発生し、保健所の有する移送能力を超えた場合においては、健康福祉局及び消防局との間で締結した申し合わせ^{※2}（以下「申し合わせ」という。）に基づき協力を行うことで、感染症の患者の病状や当該感染症の特性等を踏まえながら、安全な移送体制の確保に努める。

※1 特定の場所に特定の目的を持ってある一定期間、人々が集積することで特徴づけられるイベントで、その国やコミュニティの計画や対応リソースに負担をかける可能性のあるもの

※2 健康福祉局及び消防局との間で締結した「市内一類感染症等患者発生時の対応申し合わせ（令和2年10月5日）」

ウ 民間機関との連携等

一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症の発生に備え、民間救急事業者との契約締結や消防局との申し合わせについて平時から再確認を行うことで、移送に必要な車両の確保や民間救急事業者等との基本的な役割分担等を整理する。また、高齢者施設等に入所しており配慮を必要とする者の移送については、高齢者施設等の関係団体等とも連携し、移送する際の留意事項を含めて協議しておく。

エ 広域的な移送

市域を越えた広域的な入院調整や移送が必要な緊急時における対応方法について、県感染症対策協議会を通じ、あらかじめ県と協議を行う。

オ 移送訓練

一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の患者又は疑似症患者及び新感染症の所見がある者又は当該新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由がある者の発生に備え、平時から市内医療機関や民間救急事業者等の関係機関を含めた移送訓練を定期的に計画・実施するほか、船上で患者が発生したことを想定した検疫所等の訓練等に参加する。

(3) 関係機関及び関係団体との連携

移送を行うに当たり、申し合わせに基づき健康福祉局が消防局と連携する場合には、入院調整体制の構築等により、円滑な移送が行われるよう努めるほか、医療機関の受入体制の情報について平時から消防機関との間で効率的に共有を図る。さらに、消防機関が傷病者を搬送した後、当該傷病者が、法第12条第1項第1号等に規定する患者等であると医療機関が判断した場合には、医療機関から消防機関に対して、当該感染症等に関し適切に情報等を提供するほか、保健所で当該情報を探知した場合には、適切な方法で必要な情報を消防機関と共有する。

また、新型コロナウイルス感染症への対応時には多くの患者を移送する必要があったことを踏まえ、保健所は、民間救急業者等への業務委託について、患者の病態や感染力及び病原性等から人員体制や搬送方法を検討した上で、必要時には本市で搬送車を用意することも想定した準備を行う。

7 感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項

(1) 基本的な考え方

新興感染症の発生及びまん延時において実効性のある対応を機動的に行うためには、入院や発熱外来などに対応する医療機関の確保のほか、保健所体制や健康安全研究所等における検査体制の確保とともに、それらの体制を円滑に運用するための人材育成の取組など、平時

からの準備が必要不可欠である。併せて、医療機関における個人防護具の備蓄、後方支援を行う医療機関や感染拡大防止のための宿泊施設（法第 44 条の 3 第 2 項（法第 44 条の 9 第 1 項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。）又は法第 50 条の 2 第 2 項に規定する宿泊施設をいう。以下同じ。）の確保についても必要な準備を行う必要がある。

こうした平時からの準備を行うに当たり、対象とする感染症は新興感染症を基本とするが、具体的な対応に当たっては、これまでの新型コロナウイルス感染症への対応経過を踏まえた検討を行うほか、実際に発生及びまん延した感染症が事前の想定とは大きく異なる場合などにおいては、当該感染症の特性等を踏まえて柔軟かつ適切な対応を行う。

(2) 本市における方策

上記の基本的な考え方及び国が示すガイドライン※¹に基づき、体制整備に資する数値目標を定める。

ア 健康安全研究所における検査の実施能力及び検査機器数

	目標値 流行初期(発生公表後 1 か月以内)・流行初期以降(発生公表後 6 か月以内)
検査の実施能力	240 件/日
検査機器数	リアルタイム PCR 装置 4 台

【目標設定の考え方】

検査の実施能力：新型コロナウイルス感染症対応で確保した体制を踏まえた最大検査能力

検査機器数：検査の実施能力に相当する機器数

※検査の実施に必要な担当職員 6 名体制を想定して積算

イ 保健所等職員や医療従事者の研修・訓練回数

	目標値
保健所が実施する保健所等職員や医療従事者を対象とした研修・訓練の回数	年 3 回以上

【目標設定の考え方】

感染症有事体制に構成される人員を対象にした年 1 回以上の研修又は訓練のほか、移送訓練や協定締結医療機関の医療従事者向けの研修等

ウ 保健所の感染症対応業務を行う人員確保数、IHEAT※²確保数

	目標値
流行開始から 1 か月間において想定される業務量に対応する人員確保数	735 人
即応可能な IHEAT 要員の確保数（IHEAT 研修受講者数）	24 人

※1 「都道府県、保健所設置市及び特別区における予防計画作成のための手引き」（令和 5 年 5 月）

※2 感染症のまん延等の健康危機が発生した場合に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組み。医師、保健師、看護師、歯科医師、薬剤師、助産師、管理栄養士などが、保健所等への支援を行う IHEAT 要員として登録されている。

【目標設定の考え方】

新型コロナウイルス感染症の対応において、保健所業務が最もひっ迫した第5波及び第6波の対応（※）を基準とし、業務執行体制上の課題（職種及び部門の役割分担、受援体制等）や業務効率化（業務の集約・切り分け、人員の最適配置、デジタル化等）を踏まえた人数を積算

※第5波の対応：デルタ株の流行により、中等症でも自宅療養にならざるを得ない状況が生じ、医師や保健師等の医療職を中心に自宅療養者に対する健康観察業務に重点を置いた対応が必要となったことから、療養支援の専門部署を新設し対応を図った。

※第6波の対応：オミクロン株の流行により、すべての世代で新規陽性者が爆発的に増加し、患者情報の管理（発生届のデータ化、患者情報管理システムへのデータ入力、患者への療養案内等）において業務ひっ迫が生じたことから、業務にあたる事務職の人員増強のため、全庁応援により対応を図った。

なお、法に基づき、県が医療措置協定及び検査措置等協定※¹を締結することを踏まえ、次の事項に関する目標については県感染症予防計画において定めるものとされていることから、本計画では定めない。

また、医療提供体制に関する内容については「かわさき保健医療プラン」において、本市の取組の方向性などを規定している。

項目	主な数値目標
医療提供体制	確保病床数、発熱外来対応医療機関数、自宅療養者等への医療の提供を行う医療機関数、後方支援を行う医療機関数、感染症医療担当従事者等の確保人数、個人防護具の備蓄を十分に行う医療機関の割合
検査体制 (医療機関及び民間検査分)	医療機関・民間検査機関における検査の実施件数
宿泊療養体制	宿泊施設の確保居室数

(3) 関係機関及び関係団体との連携

市は、上記数値目標の達成状況などを毎年度確認し、その結果を市感染症対策協議会や県感染症対策協議会等において共有した上で PDCA サイクルに基づく改善を図りながら、平時から必要な取組を進める。

8 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項

(1) 基本的な考え方

新型インフルエンザ等感染症又は新感染症の外出自粛対象者（外出自粛に係る法の規定が適用される指定感染症にあっては、当該感染症の外出自粛対象者。以下「外出自粛対象者」という。）への対応について、市は、体調悪化時等に適切な医療に繋げる健康観察の体制や、外出自粛により不足する物資等の支援体制の整備に努めるほか、外出自粛対象者が社会福祉施

※1 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る検査体制、宿泊施設等を確保するため、都道府県知事等が平時から病原体等の検査を行っている機関等との間で協定を締結するもの

設等で療養する場合には、施設内における感染のまん延を防止するための環境整備を行う。

(2) 本市における方策

市医師会等の医療関係団体や民間事業者への委託を活用した外出自粛対象者に対する健康観察や医薬品、生活必需品などの支給等について、県や県内保健所設置市と協議を行いながら ICT を積極的に活用した体制整備を図るほか、外出自粛対象者が宿泊施設で療養する場合に備えて、平時から県が民間宿泊業者等との協定により確保する宿泊施設の設置・運用について、必要な協力を行う。

外出自粛対象者が介護保険の居宅サービスや障害福祉サービス等を受けている場合は、介護サービス事業者や障害福祉サービス事業者等と連携し、引き続き適切なサービスを受けられるよう体制構築に努めるほか、高齢者施設や障害者施設等において、県が医療措置協定を締結した医療機関と連携し、必要に応じてゾーニング等の感染対策の助言を行うことができる体制を平時から確保するなど、新興感染症の発生及びまん延時において施設内における感染のまん延防止に努める。

(3) 関係機関及び関係団体との連携

市は、外出自粛対象者の健康観察や生活支援等に当たっては、積極的に県及び県内保健所設置市と連携し、必要な範囲で患者情報の提供を行うほか、健康観察や生活支援等の委託にあたり、第二種協定指定医療機関や市医師会、薬剤師会、看護協会、民間事業者等と平時から連携を図る。

また、福祉ニーズのある外出自粛対象者が適切な支援を受けられるよう、介護サービス事業者や高齢者施設、障害福祉サービス事業者や障害者施設等との連携を平時から深める。

9 感染症対策物資等^{※1}の確保に関する事項

新型インフルエンザ等感染症等の全国的かつ急速なまん延が想定される感染症が発生した際には、感染症対策物資等の急速な利用が見込まれるため、市は、平時から感染症対策物資等の確保に向けて県等と連携して必要な対策に努めるほか、市民、医療関係団体、社会福祉施設等に向けて個人防護具等の備蓄又は確保を図るよう啓発・情報提供を行う。

10 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項

(1) 基本的な考え方

市は、感染症に関する情報の公表や正しい知識の普及啓発等を行うとともに、まん延防止のための措置を講ずるに当たっては、感染症の患者や医療従事者等の人権を尊重する。

また、医師等は、患者等へ十分な説明と同意に基づいた医療の提供を行うほか、市民にお

※1 法第 53 条の 16 第 1 項に規定する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に必要な医薬品、医療機器、個人防護具、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材のこと

いては、感染症について正しい知識を持ち、自らが必要な予防策を講じ、患者等が差別を受けることがないように配慮していくことが重要である。

(2) 本市における方策

患者等への差別や偏見を排除するため、ホームページやパンフレット、研修の開催等を通じて情報発信を行うほか、特に保健所は、地域における感染症対策の中核的機関として、感染症に関する市民への情報提供及び相談対応等を行う。

なお、患者情報の流出防止のため、個人情報 は 庁内の基準に基づき厳重に管理し、感染症の報道については、的確な情報を提供することが出来るよう個人情報に細心の注意を払いながら、適宜、報道機関への情報提供を行う。

(3) 関係機関及び関係団体との連携

市は、県と連携するとともに、市感染症対策協議会等を通じて、市民への情報提供及び感染症患者や医療従事者等の人権を尊重した対応について、関係機関及び関係団体と連携しながら対応を行う。

1 1 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項

(1) 基本的な考え方

感染症対策の推進に当たっては、新たな感染症に対する医療現場における対応や介護施設等における感染拡大防止対策、感染症の疫学情報の分析、行政における政策立案など多岐にわたることから、市及び医療機関等は、これらの業務に従事する人材を確保するため、感染症に関する幅広い知識を習得する機会を設けるなど人材育成に取り組む必要がある。

(2) 本市における方策

国立保健医療科学院や国立感染症研究所等が実施する感染症対策・感染症検査等に関する研修会や実地疫学専門家養成コース（FETP-J）等に保健所及び健康安全研究所の職員等を積極的に派遣するとともに、庁内においても感染症に関する講習会等を開催するなど、職員等に対する研修の充実を図り、新興感染症の発生及びまん延時においては、それらの職員を中心に、保健所及び健康安全研究所等の円滑な運用を図る。

また、FETP-K^{※1}の取組を推進することで、市内における疫学調査支援のための初動体制及びネットワークを構築し、健康危機事象の拡大防止・再発防止に向けて迅速に対応できる体制を整備する。

さらに、県等と連携し、IHEAT 要員の確保・拡充を図るとともに、平時から IHEAT 要員及びその所属機関との連絡体制の整備や連携強化、保健所等における受援体制の整備等の取組を行い、有事における各組織の安定的な運営体制の確保を図る。

※1 Field Epidemiology Training Program-Kawasaki の略。市内における疫学調査支援のための初動体制やネットワークを構築し、健康危機事象の拡大防止・再発防止に迅速に対応するための取組のこと。具体的には、保健所等職員の人材育成による初動体制の構築、平時からのネットワークの構築、健康安全研究所を中心とした実地疫学専門家による支援等を行っている。

(3) 医療機関等における方策

第一種協定指定医療機関及び第二種協定指定医療機関を含む感染症指定医療機関等においては、実際に感染症対応を行う医療従事者等が新興感染症の発生を想定した研修・訓練に参加できるよう、各医療機関等において当該訓練を実施するほか、県が県内保健所設置市と連携して実施する研修・訓練に医療従事者を参加させるなど、平時からの人材育成を図る。また、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間においては、医療機関等が他の医療機関や宿泊施設、高齢者施設等に対して必要な医療人材を派遣できるよう、平時からの研修や訓練を通じて人材育成などの準備をしておくことが重要であるため、本市としては、市医師会等の医療関係団体と連携し、感染症に関する情報提供及び研修を行う。

(4) 関係機関及び関係団体との連携

市は、関係機関及び関係団体が行う研修に保健所等職員を積極的に参加させるとともに、保健所や健康安全研究所等において研修・訓練を実施し、必要に応じて県や県内保健所設置市と連携するなど、人材育成及び平時からの連携体制の構築を図る。

1 2 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項

(1) 基本的な考え方

保健所は、地域の感染症対策の中核的機関として、地域保健法に基づく基本指針との整合を図りながら、感染症の感染拡大時においても、感染症に関する情報の収集や分析、具体的な対応策の企画立案・実施、リスクコミュニケーション※1、継続的な健康づくり活動など、様々な役割を発揮できるよう、平時から庁内外の関係部局と連携し、役割分担の明確化を図ることが重要である。

(2) 本市における感染症の予防に関する保健所の体制の確保

ア 保健所の体制整備

県感染症対策協議会等を活用して、県と県内保健所設置市の役割分担を整理した上で、各主体が実効的・連動的に役割を果たせるよう、平時からの連携体制の構築に努めるとともに、広域的な感染症のまん延防止の観点から、積極的疫学調査等の専門業務や当該専門業務を円滑に遂行するための庶務業務等を適切かつ効率的に実施できるよう、人員の確保や資機材等の整備など、必要な準備を平時から進める。

具体的には、感染症対策に必要な情報を一元的に管理し、組織内への迅速かつ的確な共有、評価及び意思決定までを円滑に行うことができる体制を確保するとともに、感染症発生時において、対応の長期化を想定した運用体制の迅速な切り替えなど、機動的かつ円滑な対応ができるよう、平時から庁内関係部局との調整を進める。さらに、必要な機器・機材の整備、物品の備蓄などを計画的に行うとともに、業務の外部委託や ICT の活用等を通じた業務効率化の積極的な推進、IHEAT 要員などの外部応援人材の受援体制等について

※1 あるリスクを適切にマネジメントするために、関係者間で情報を共有し、適切なコミュニケーションを図ること

も必要な整理を進める。

イ 統括保健師等

健康危機管理体制を確保するため、保健所長を補佐し、本計画及び「川崎市感染症対応マニュアル」等の進捗管理や研修・訓練による人材育成、関係機関及び関係団体等との連携等を総合的にマネジメントする統括保健師等を保健所に配置する。

(3) 関係機関及び関係団体との連携

市は、市感染症対策協議会等の場を通じて、消防機関や市医師会等の医療関係団体等との連携を図るほか、県感染症対策協議会等を通じて、県や県内保健所設置市などとの連携体制の構築を図る。

また、感染症発生時における連携体制を確保するため、平時から庁内関係部局や健康安全研究所等と協議し、役割分担を確認する。

1 3 緊急時における感染症の発生予防及びまん延防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策に関する事項

(1) 緊急時における本市の対応

ア 事前対応型の計画

一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症の患者の発生又はまん延のおそれが生じた場合に備え、本計画のほか、当該感染症の患者が発生した場合の医療提供体制について規定するかわさき保健医療プランや、保健所体制や検査体制等を規定する川崎市感染症対応マニュアル等で必要な対応について定める。

なお、具体的な対応方法については、各計画に基づく対応を基本としながら、実際に発生及びまん延した感染症の特性や国の判断等を踏まえ、その状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。

イ 医師等に対する協力要請

感染症の患者の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために、当該感染症の特性を踏まえて国が定めた措置の実施に向けて医師やその他医療関係者に対して必要な協力を求めるなど、迅速かつ的確な対策が講じられるようにする。

ウ 国による職員派遣要請

市民の生命及び身体を保護するため、国から緊急に、感染症に関する試験研究や検査を行っている機関の職員の派遣や、その他特定病原体等による感染症の発生予防・まん延防止に向けて必要な協力要請があった場合には、迅速かつ的確に対応するよう努める。

エ 国による専門家の派遣

新感染症の患者が発生した場合や、生物兵器を用いたテロリストによる攻撃が想定される場合など、市に十分な知見が集積されていない状況で感染症対策が必要とされる場合に

は、国に職員や専門家の派遣などの支援を要請する。

(2) 緊急時における国及び県との連絡体制

ア 連絡体制の整備

県が法第 12 条第 3 項に規定する国への報告等を確実に行えるよう、市は速やかに電磁的方法により県に報告を行うとともに、特に新感染症への対応を行う場合や、その他感染症への対応について緊急と認める場合は、直接、国と調整するなど、緊密な連携を図る。

イ 検疫所との連携

市は、検疫所から一類感染症の患者等を発見した旨の情報提供を受けた場合は、検疫所等と連携し、同行者等の追跡調査や、その他の必要と認める措置を講ずる。

ウ 国や県への情報提供

市は、緊急時においては、国から提供される感染症患者の発生状況や医学的な知見など、感染症対策を講じる上で必要な情報を受け取るとともに、患者と疑われる者に関する情報を含めて、市域における患者の発生状況等について可能な限り詳細な情報を県や国に提供するなど、緊密な連携体制を確保する。

(3) 緊急時における自治体相互間の連絡体制

ア 職員の派遣

市は、県を含めた関係自治体との緊密な連絡体制を確保し、感染症の発生状況や緊急度等を勘案した上で、必要に応じて応援職員や専門家の派遣等を行うことを検討する。また、消防機関に対しても、感染症に関する情報等を適切に共有する。

イ 夜間休日の連絡体制

市は、県や県内保健所設置市と夜間休日を含む緊急時における連絡体制を共有するなど、平時からの連携体制を構築する。

(4) 緊急時における関係機関及び関係団体との情報共有

市は、緊急時には速やかに市感染症対策協議会等の場を通じて、関係機関や市医師会等の医療関係団体等へ感染症の発生予防・まん延防止のために必要な情報提供を行うなど、緊密な連携を図る。

(5) 緊急時における情報提供

緊急時においては、パニック防止という観点も考慮しつつ、市民が感染予防策を講じる上で有益な情報等について、複数の媒体を用いて理解しやすい方法で発信するなど、必要な情報提供に努める。

1 4 その他感染症の予防の推進に関する重要事項

(1) 施設内感染の防止

病院、診療所、社会福祉施設、学校等において感染症の発生やまん延を防止するため、市は、最新の医学的知見及び施設内感染に関する情報等について、当該施設の開設者又は管理者等に適切に提供する。

また、当該施設の開設者又は管理者等は、提供された情報に基づき、平時から施設内の患者や利用者、児童生徒及び職員の健康管理を行うことにより、感染症の早期発見に努める。特に医療機関においては、院内感染対策委員会等を中心に院内感染の防止に努め、実際に実施した措置等の情報について、市や他の施設に提供するなど、必要な情報共有を図る。

(2) 災害防疫

災害発生時は生活環境が悪化し、被災者の病原体に対する抵抗力が低下するなど、感染症の発生やまん延のリスクが高まるため、市は、保健所等を拠点として、関係機関と連携しながら迅速な医療機関の確保、防疫活動、保健活動等を実施し、感染症の発生及びまん延防止に努める。

(3) 動物由来感染症対策

ア 届出の周知等

市は、動物由来感染症に対する必要な措置等を速やかに行えるよう、獣医師等に対し、法第 13 条に規定する届出や狂犬病予防法に規定する届出の義務について周知を行うほか、ワンヘルス・アプローチ^{※1}に基づき、市医師会、獣医師会などの関係団体との連携を図り、市民へ情報提供を行う。

イ 情報提供

ペット等の動物を飼育する市民が動物由来感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うことができるよう、市は、関係団体等との連携を図り、動物由来感染症に関する市民への情報提供に努める。

ウ 感染症対策部門と動物対策部門の連携等

動物由来感染症の発生予防やまん延防止については、感染症の病原体を媒介するおそれのある動物への対策や、動物等取扱業者への指導、獣医師との連携などが必要であることから、市は、感染症対策部門がペット等の動物に関する施策を担当する動物愛護部門や動物の飼育を行う部門が適切に連携を図りながら対策を講ずるよう努める。また、国及び県が実施する動物の病原体保有状況調査^{※2}等から動物由来感染症の発生状況の把握に努める。

※1 人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと

※2 動物が保有している可能性がある動物由来感染症の病原体の保有状況に係る調査

(4) 外国人への情報提供

市内に居住又は滞在する外国人についても一般市民と同様に法の規定が適用されるため、市は、保健所等の窓口に感染症対策について外国語で説明したパンフレットを備えるなどの情報提供に努める。

(5) 薬剤耐性対策

市は、国の「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン」に基づき、医療機関において薬剤耐性菌への対策及び抗菌薬の適正使用が行われるよう、市感染症対策協議会における協議や KAWASAKI 地域感染制御協議会^{※1}等との連携により、適切な方策を講じるほか、市薬剤師会等と連携し、市民に対する抗菌薬の適正使用について積極的に普及啓発を行う。

※1 市病院協会の一事業として、市病院協会に属する医療機関の感染制御チーム(ICT)が運営の母体となり、本市における「感染制御の地域連携」と「感染制御の底上げ」の実現を目的とし、市とも連携して活動している協議会